

川崎市自主防災活動功労者表彰取扱要領

1 趣旨

川崎市自主防災活動功労者表彰要綱（以下「要綱」という。）第3条に規定する被表彰候補者の推薦及び選考については、この要領の定めるところによる。

2 推薦手続

区長は、被表彰候補者の推薦にあたっては、各区自主防災組織連絡協議会会長と十分な協議のうえ、要綱第2条に定める表彰の基準に該当する者等の中から特に功績が顕著な被表彰候補者を選定し、別記様式を危機管理監に提出する。

3 推薦数

推薦数は、1区について1以内とする。

4 被表彰候補者の例示等

（1）要綱第2条第1号関係

自主防災組織のみならずボランティア団体、PTA、障害者団体などにおいて、積極的に防災活動の推進を図っている場合を含めるものとする。

（2）要綱第2条第2号関係

防災についての安全思想の普及（危機管理意識、家具の転倒防止・火災防止策等）及び防災に関する研究教育（防災器具の開発、避難方法、地域コミュニケーションの向上等）に関する研究、市民等に対する防災教育・意識の啓発等）等に努力し、着実かつ堅実に防災活動を行っていると思われる者等とする。

（3）要綱第2条第3号関係

継続した防災活動の期間の計算は、表彰前年度の3月31日を基準とする。

5 他の叙勲、褒章、表彰との競合

選考にあたっては、過去の叙勲、褒章、表彰の受賞を問わないものとする。

6 表彰

表彰は、川崎市自主防災組織連絡協議会総会等において、市長が行う。

附 則

この要領は、平成12年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日より施行する。

附 則（平成27年3月18日26川総危第1463号）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日27川総危第1446号）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成３０年３月２２日２９川総危第１４０８号）

この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（令和２年１１月１９日２川総危第９２２号）

この要領は、令和２年１２月１日から施行する。

附 則（令和４年３月２９日３川総危第１８０１号）

この要領は、令和４年４月１日から適用する。